

事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約

令和5年4月1日
中小企業庁事業環境部
経営安定対策室

1. 目的

「事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約」（以下「本使用規約」という。）は、事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けた企業等が、事業継続力強化計画認定制度ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用にあたって、遵守すべき事項を定めるものです。

2. 「事業継続力強化計画」認定ロゴマークについて



事業継続力強化計画認定制度は、今後、防災・減災に向けて取り組む企業に対し、その計画を認定する制度です。認定企業には、計画で定めた取組を通じ、強く、しなやかな企業になっていただきたいと考えています。

本ロゴマークは、防災・減災に向けて取り組む企業への「信頼」、「安心」をイメージし、計画認定制度のシンボルとして活用するために作成しました。

3. ロゴマークの使用

- (1) 事業継続力強化計画又は、連携事業継続力強化計画の認定を受けた企業（以下「計画認定企業」という。）は、ロゴマークを使用して、広報活動や販売活動を展開することができます。
- (2) 事業継続力強化計画又は、連携事業継続力強化計画の認定企業は、認定を受けた事業継続力強化計画又は、連携事業継続力強化計画の実施期間に含まれる年度において

て、当該年度が記載されたロゴマークを無償で利用することができます。認定企業においては「使用規約同意書」の提出をすることなく、認定ロゴマークをHPからダウンロードし、使用することができます。

- (3) 計画認定企業は、認定ロゴマークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできません。
- (4) 計画の認定を受けた企業が、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定取消しを受けた場合、当該企業は認定ロゴマークを使用することができません。
- (5) 計画認定企業は、認定ロゴマークを使用する際は、基本データをそのまま使用し、「色の変更」や「影付け」、「縁取り」、「変形」、「回転」等の加工は加えないでください（詳細は「事業継続力強化計画認定ロゴマークマニュアル」をご参照ください）。また、以下のような不正な使用を行った場合は、認定ロゴマークの使用の取消し、停止などの措置をとることがあります。
 - ①法令や公序良俗に反する方法で使用すること
 - ②その他、事業継続力強化計画認定制度の趣旨に明らかに反するような方法で使用すること
- (6) 計画認定企業以外は、認定ロゴマークを使用することができません。ただし、下記の場合を除きます。
 - ①事業継続力強化計画認定制度の取組を広報することを目的として、公的機関やメディア関係者等が使用する場合など、中小企業庁の許諾がある場合
 - ②その他、中小企業者の事業継続力の強化に努める機関等が使用する場合など、中小企業庁の許諾がある場合
 - ③上記①②に該当する機関においては、「使用規約同意書」を作成し、中小企業庁経営安定対策室（bzl-chusho-bcp@meti.go.jp）に連絡し、中小企業庁の許可が得られた場合にのみ、認定ロゴマークを使用することができます

4. 使用状況の報告

中小企業庁は、認定ロゴマークを使用している認定企業に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求めることがあります。

5. 規約の改定

本使用規約は、中小企業庁により、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がありますので、ご承知ください。